

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正 2008年4月1日  
2014年4月1日

2010年4月1日

- 1 この申合せは、中京大学教務規程第5条第4項の規定に基づき、全学開放科目に関する事項を定める。
- 2 学生は、全学開放科目を履修することができる。
- 3 全学開放科目の履修単位数は、各学部が定めた学期履修制限単位に含める。
- 4 学部教授会は、開講科目の決定の際に全学開放科目を併せて決定する。
- 5 学生が所属する学部教授会が認めた場合には、全学開放科目の修得単位を卒業所要単位に含めることができる。ただし、フロート単位とする場合には、国際教養学部教授会の承認を要する。
- 6 ① 5による単位の上限は、学生が所属する学部教授会が定める。  
② 5による単位の上限を超えて修得した授業科目は、自由科目とする。

附 則

この申合せは、2004年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この申合せは、2006年4月1日から施行する。
- 2 当面の運用については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 全学開放科目は、2006年度から開講する。
  - (2) 全学開放科目は、2003年度以降入学生から適用する。
  - (3) 全学開放科目については、事前に各学部・学科で開講予定科目を決定し、その授業科目の中から翌年度の開講科目を決定する。
  - (4) 卒業所要単位として認定する単位数の上限を当面4単位とする。
  - (5) 全学開放科目及び卒業所要単位として認定する単位数は当面4年間変更しないものとする。

附 則

この申合せは、2008年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2010年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、2014年4月1日から施行する。